

新潟市江南区スポーツ協会 スポーツ表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟市江南区のスポーツの普及振興に貢献したもの又はスポーツ大会において優秀な成績を収めたものを表彰し、新潟市江南区のスポーツの発展に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 この規程による表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ振興功労賞
- (2) スポーツ優秀指導者賞
- (3) スポーツ最優秀競技者賞
- (4) スポーツ優秀競技者賞

(表彰対象者)

第3条 この規程による表彰の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新潟市江南区に居住するもの
- (2) 新潟市江南区に拠点をおくスポーツ団体
- (3) その他理事会が認めるもの

(表彰の対象事例)

第4条 第2条の規程による賞の対象は、次に例示するとおりとする。

名 称	事 例
スポーツ振興功労賞	スポーツ関係団体において、引き続き10年以上にわたりスポーツ振興と健全な発展育成に努め、特に顕著な功績があるもの。
スポーツ優秀指導者賞	国民スポーツ大会、競技団体の全日本選手権大会、全国高校総合体育大会及び全国中学校体育大会以上、その他これに類する大会に出場した個人又は団体を直接指導し、人格識見ともに優れたもの。
スポーツ最優秀競技者賞	国民スポーツ大会、競技団体の全日本選手権大会、全国高校総合体育大会及び全国中学校体育大会以上、その他これに類する大会で優秀な成績（全国ベスト4以上）をあげた団体または個人。
スポーツ優秀競技者賞	国民スポーツ大会、競技団体の全日本選手権大会、全国高校総合体育大会及び全国中学校体育大会以上、その他これに類する大会に出場した団体または個人。
備 考	(1) 対象大会は、(公財)日本スポーツ協会及びこれに加盟する種目団体又は、文部科学省若しくは学校教育団体が主催する大会とする。但し、特に必要と認める場合は、この限りではない。 (2) 対象期間は、前年度の12月から当年度の11月までに開催された大会とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、会長が表彰状及び記念品を贈るものとする。

(表彰の手続き)

第6条 第4条の規定に基づく表彰に該当するものがあるときは、別途定める推薦書により会長に推薦するものとする。

2 会長は、表彰の推薦があつたときは、理事会において理事の意見を踏まえたうえで決定し、表彰するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年12月に行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年6月14日より施行する。

この規程は、平成20年10月30日より施行する。(改定)

この規程は、平成21年10月29日より施行する。(改定)

この規程は、平成23年4月15日より施行する。(改定)

この規程は、令和元年6月27日より施行する。(改定)

この規定は、令和3年7月9日より施行する。(改定)

この規定は、令和6年6月28日より施行する。(改定)

この規定は、令和7年6月26日より施行する。(改定)